

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	二四
告示	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件 〇県営土地改良事業の異種目換地指定の件 〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 〇道路の区域を変更する件五件 〇道路の供用を開始する件二件 〇臨港地区内における分区分を指定する件 〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	二五 二六 二七 二八 二九 三〇
公告	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件	三〇
	福島県公安委員会	三〇
	〇道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	三一
	福島県選挙管理委員会	三一
	〇福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	三二
正誤		三二
	〇平成三十年三月三十一日付け号外第三十一号中	三三

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第四十九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社大東銀行の項中「西川支店、新白河駅前支店」を削る。

### 附 則

この規則は、平成三十年五月十四日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第三百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑一二四番ほか

二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八四番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四八〇番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田一二五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業八沢地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地の表示

- 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸堤内二七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内二八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内二九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六番地一
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六番地二
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六番地三
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東二八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東二九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東三九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東四九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東五九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東六九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東七九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東八九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇〇番地

- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東九九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一一九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一二九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一三九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一四九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一五九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一六九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一七九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一八九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九〇番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九一番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九二番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九三番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九四番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九五番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九六番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九七番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九八番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九九番地
- 市鹿島区北海老字釜舟戸東二〇〇番地

(農地管理課)

福島県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
大澤一久 株式会社青砥商店 星亮 星英男
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第百三十三号)によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

福島県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

(森林保全課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤井 畑国見線	伊達郡国見町大字藤田 字一丁田三 一三番二 地先から 同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 二番六地 先まで	変更前	A 一一・〇〇 一一・六	八九・七
		変更後	A 一一・〇〇 一一・六 B 一一・〇〇 二七・四	八九・七 七九・四

(道路計画課)

福島県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道五十 沢国見線	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から 同 郡同 町大字藤田 字日向一番九地先まで	変更前	A 八・二〇 九・二	二七六・七
		変更後	(メートル)	(メートル)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道藤小 椿線	河沼郡柳津町大字小椿 字沢上乙一七六八番二 四地先から 同 郡同 町大字小椿 字津尾坂乙一二六九 番一地先まで	変更前	A 八・二〇 九・二	二七六・七
		変更後	B 一〇・八〇 五四・六	三三三・九

(道路計画課)

福島県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道藤小 椿線	河沼郡柳津町大字小椿 字沢上乙一七六八番二 四地先から 同 郡同 町大字小椿 字津尾坂乙一二六九 番一地先まで	変更前	A 八・二〇 九・二	二七六・七
		変更後	B 一〇・八〇 五四・六	三三三・九

(道路計画課)

福島県告示第三百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年四月二十日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字波倉 字細谷一三四番六五地 先から 同 郡富岡町仏浜字釜 田四二四番地先まで	変更前 A 五・四〇 四五・〇	A 五・四〇 四五・〇	三、四九四・九
	同 郡富岡町仏浜字釜 田四二四番地先まで	変更後 B 一一・八〇 五七・二	B 一一・八〇 五七・二	二、五九五・〇

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

**福島県告示第三百八十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字波倉 字細谷一三四番六三 地先から	変更前 A 五・四〇 五二・〇	A 五・四〇 五二・〇	四、二六〇・五

同 郡富岡町仏浜字釜 田四一番一二地先まで	変更後 A 五・四〇 五二・〇	A 五・四〇 五二・〇	四、二六〇・五
同 郡富岡町仏浜字釜 田四一番一二地先まで	変更前 B 一一・八〇 一六一・〇	B 一一・八〇 一六一・〇	三、二四〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百八十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町海老相馬線	南相馬市鹿島区北海老字中堤四五番二地先から 相馬市蒲庭字立切北六六番地先まで	平成三〇年四月二二日

(道路計画課)

**福島県告示第三百八十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町笠井二七番一 地先から 同 市常磐湯本町笠井四四番三 地先まで	平成三〇年四月二〇日

(道路計画課)

**福島県告示第三百八十四号**

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、相馬港臨港地区内における分区分を次のとおり指定する。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 商港区

相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神の一部(次の図で表示した部分)

二 保安港区

相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神の一部(次の図で表示した部分)

三 工業港区

相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神の一部(次の図で表示した部分)

(「次の図」は省略し、その図面を福島県相馬港湾建設事務所及び新地町役場に据え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

**福島県告示第三百八十五号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 白河市

二 都市計画法事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(白河市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十六年二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

(変更後)

昭和五十六年二月二十七日から平成三十五年三月三十一日まで(平成三十年四月一日から平成三十年四月十九日までの期間を除く。)

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

公 告

(下水道課)

**公告第八十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐藤 寛 会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一

(農村計画課)

**公告第九十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年四月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

磐城小川江筋土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 西郡 忠幸 いわき市平下片寄字北町二一番地

(農村計画課)

**福島県公安委員会**

**福島県公安委員会告示第19号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成30年4月20日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之  
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	笹川信也	藤田和子

(運転免許課)

**福島県公安委員会告示第20号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成30年4月20日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之  
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	笹川信也	藤田和子

(運転免許課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十六号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「原子爆弾被爆者養護ホーム」を削り、同項第一号ア中「五十床」を「二十床」に、「五十人」を「二十人」に改め、同号イ中「五十人」を「二十人」に改め、同号ウを削り、同号エ中「五十人」を「二十人」に、「二十五人」を「十人」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「五十人」を「三十人」に改め、同号オを同号エとする。

附 則

この規程は、平成三十年四月二十日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成三十年三月三十一日付け号外第三十一号中

二	上	七	平成三十年法律第七号	平成三十年法律第七号
六	上	七	平成三十年法律第三号	平成三十年法律第三号
	後ろから一〇			